

2025年度 秋季 学内奨学金申請要項 (高等学院生徒用)

高等学院における奨学金制度のうち、早稲田大学および高等学院独自の学内奨学金申請に関する要項となります。希望者は、所定の手続きを必ず行ってください。

(1) 募集奨学金

下表「秋季募集の学内奨学金等一覧」をご確認ください。
(応募奨学金を選ぶことは出来ません。)

(2) 申請期限・方法等

①申請期限・場所： 10月6日(月) 高等学院事務所必着(窓口持参又は郵送)

※郵送はレターパックなど配達記録が残るもので、封筒表に「学内奨学金申請書類」と朱書きください。

注1) 本年度春季の同申請を完了された2・3年生は、今回の申請は不要です(自動的に選考対象となります)。

ただし、家計急変等により申請時の内容に変更が生じた場合、高等学院事務所にお問い合わせください。

注2) 本年度春季の学内奨学金に採用された2・3年生は、今回申請しても選考対象にはなりません。

②申請書類：必要書類を下記よりダウンロードしてください。 ※事務所でも配布しています。

・申請関連の所定書式4点 ※【1】～【3】の書類は全員提出、【4】の書類は該当者のみ提出

- 【1】 [「奨学金登録票\(A\)」](#)
- 【2】 [「銀行口座振込依頼書」](#)
- 【3】 [「学内奨学金選考シート\(高等学院\)」](#) ※必ず生徒本人が記入してください
- 【4】 [「収入に関する生活状況報告書\(申告\)」](#)
- 【5】 [「奨学金登録票\(A\)の記入例・記入上の注意」](#)

③ 書類作成・提出

必要な書類(【1】～【3】は全員)を作成し、**収入に関する書類**を添付して期限までに提出してください。
収入に関する書類は、父と母両方(ひとり親家庭の場合は、父もしくは母)の証明書が必要となります。

秋季募集の学内奨学金一覧

※すべて返還不要の給付型(1年限りの単年度支給)です。

名称(募集時期)	金額・対象	募集人数	内容
小野梓記念奨学金 (2.3年:春季/1年:秋季)	年額300,000円 主に1年生	7名	早稲田大学創立当初の功労者小野梓を記念し、修学上特に経済的に困難な生徒を援助することを目的とします。家計状況を重視して選考します。
校友会給付一般奨学金	年額300,000円 1～3年生(原級経験者不可)	6名	早稲田大学卒業生で組織する校友会の寄付からなる奨学金で、経済的に修学困難でかつ学業成績優秀な生徒を採用します。
早稲田カード奨学金	年額300,000円 1～3年生(原級経験者不可)	3名 (各学年1名)	校友が利用した早稲田カードの手数料還元金からなる奨学金で、経済的に修学困難な生徒を採用します。
早大生協給付奨学金	年額300,000円 1～3年生(原級経験者不可)	1名	早稲田大学生生活協同組合からの寄付からなる奨学金で、経済的に修学困難な生徒を採用します。
高等学院奨学金	年額300,000円 1～3年生	4名以内	高等学院卒業生の保護者が学債の利息を寄付され、これに多くの卒業生と保護者の寄付、さらに一般篤志家からの寄付を合わせて設立されました。
高等学院同窓会奨学金	年額100,000円～300,000円 1～3年生(中学生も対象)	若干名	高等学院同窓会が、修学上特に困難な生徒を援助することを目的として設置した奨学金です。

*上記奨学金の所得基準(限度額)については、本紙最終ページの太枠線内を参照してください。

(3) 収入に関する書類について

親権者全員、父と母両方（ひとり親家庭の場合は、父もしくは母）の最新の証明書を提出して下さい。

※一度書類を提出いただいた後に、家計の詳細を確認する都合等のために、証明書類等の追加をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

1. 父母の課税証明書、最新の所得証明書【全員提出必須】

☞各種証明書の説明 ①
令和7年度課税（非課税）証明書を役所で取得してください。

- ・父と母両方（ひとり親家庭の場合は、父もしくは母）の証明書が必要です。
- ・無収入や非課税の場合でも収入または所得が「0」円と記載されている必要があります。
- ・海外勤務・海外在住のため取得できない場合は、「総収入に関する書類」を提出してください。

☞各種証明書の説明 ④

★父母の世帯収入合計（給与収入・年金収入・営業等の収入）が150万円未満の場合

「収入に関する生活状況報告書（申告）」の提出が必要です。☞各種証明書の説明 ②

※上記基準に係らず提出書類だけでは申告できない特殊な家計状況の場合この事情書で説明してください。

2. 特別な家庭事情の申告に関する書類の準備【該当者のみ】

家族が以下に該当する場合は書類を提出することにより収入から一定額が控除されます。

- ・心身障害者がある場合・・・登録票該当欄への記入・障害者手帳のコピーの提出 ☞各種証明書の説明 ③

3. 転退職により、提出する課税証明書に記載の収入よりも減収し例外的な対応を希望される場合【希望者のみ】

必要書類を提出することで、減収後の所得を基準とすることが可能となります。希望される場合は、巻末高等学院事務所 奨学金担当迄ご連絡下さい。

(4) 各種証明書の説明

① 最新の所得証明書（「課税証明書」・「非課税証明書」等）（コピー可）
※書類の名称は、自治体により異なる場合があります 【提出必須】
■発行場所：市町村区役所で発行（税務署ではありません）。（マイナンバーカードがある方は、本人分をコンビニエンスストアで発行可能な場合があります。詳細は自治体ご確認ください。）
■記載内容：令和7年度課税証明書（2024年（令和6年）分の収入・所得の種類・内訳と金額が記載されたもの。） 給与・年金・営業など総収入、総所得、配偶者控除・扶養者控除等が記載されていることが必要です。 2024年中に収入がなかった場合も、総所得「0」と記載された非課税証明書等を提出してください。 （***' 等で目隠しされていないことを確認してください）。
※課税証明書・非課税証明書の場合、記載内容が2024年（令和6年）分の収入・所得等となります。
※「課税証明書」の名称は、市区町村で異なる場合（例：市民税・県民税課税証明など）がありますが、収入・所得の種類と金額が記載されている最新の公的証明書であれば、差し支えありません。

② 収入に関する生活状況報告書（申告）※本学の所定用紙
登録書類提出時点で、父母の収入の合計が150万円以下（給与と所得者の収入、年金収入、営業収入等の合計が150万円以下）の場合、「②現在の生活費の出所」欄に生活費の出所、時期、金額等を明示して具体的に記入してください。
奨学金登録において収入状況、家庭状況に特別な事情がある場合は、「③その他収入に関する特別な事情について」欄を使って申告してください。（住宅ローン等の借入は特別な事情に該当しません。）なお、記載内容により確認追加書類の提出をお願いすることがあります。また、提出書類の内容により、この様式を使っての申告をお願いすることがあります。

以降は、対象者のみ提出が必要となります。

③ 身体障害者手帳・養育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者手帳のコピー

市区町村区役所発行の身体障害者手帳・養育手帳（愛の手帳・緑の手帳等）・精神障害者保健福祉手帳・被爆者手帳のコピーを提出すると共に、奨学金登録票の該当欄に手帳番号をご記入ください。国の指定する難病に該当する場合は奨学金登録票（A）該当欄に病名を記入してください。

④ 2024 年中の総収入を証明する書類 ※書式自由

父母が海外在住のため証明書がとれない場合は、勤務先に2024 年中の総収入を証明する書類（円換算で記載、日本語訳添付）を作成してもらい提出してください。

また、勤務先の本社が日本にある場合は、現地給与と内地給与および扶養関係の記載も必要となります。

なお、海外勤務の期間に応じ、以下のとおり書類を提出してください。

- ・2023 年12 月以前から現在こいたるまで海外で勤務している場合は、「2024 年中の総収入を証明する書類」を提出してください。
- ・2023 年1 月時点で海外に勤務しており、現在は国内に勤務している場合は、「勤務先が発行した海外勤務期間がわかる書類のコピー」および「④先月分の給与明細書（コピー可）」を提出してください。（「2024 年中の総収入を証明する書類」の提出は不要です。）
- ・2024 年1 月以降に海外勤務となった場合は、海外勤務開始日を明記して「2024 年中の総収入を証明する書類」を提出してください。

*** 学内奨学金の所得基準（限度額）**

父母の所得の種類（給与・それ以外の所得）・家族構成（就学者の人数・学校種類等）・通学形態（自宅・自宅外）・その他の事情を考慮した上で、所得基準（限度額）が定められています。4 人家族（父・母・本人・弟・中学校）のモデルケースでの世帯年収の目安は以下のとおり。

（世帯収入 ※課税前） 給与所得 約500 万円/それ以外の所得 約130 万円

(5) 選考結果通知

選考結果は採用・不採用にかかわらず、申請者（生徒）宛に12 月中旬（予定）のHR にてお知らせします。

注意事項	<ul style="list-style-type: none">・奨学金申請書類に記載されている個人情報については、奨学金業務にのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。・一度提出された奨学金申請書類は、採否・事由を問わず返却いたしません。・選考の結果奨学金に採用された後、学業成績や出席日数による原級、休学・退学等の学籍異動、または奨学生として不適当と認められた場合には、奨学金採用を取消し、奨学金の返還を求めることがあります。
-------------	---

書類送付先	〒177-0044 練馬区上石神井3-31-1 早稲田大学高等学院事務所 奨学金担当 TEL 03-5991-4156 Mail:gakuseki61@list.waseda.jp
-------	---